

鹿島中学校いじめ防止基本方針

南相馬市立鹿島中学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものも含む。)

(2) いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- (5) いじめの「認知件数」は「対応件数」であり、生徒の立場になって認知する。

3 未然防止に向けて

学校は、**人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。**

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (3) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (7) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 生徒が自己肯定感を持てる居場所を教職員が作り出す。
- (10) 主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自身が心の結びつきや信頼感を高め、自尊感情を高める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、いじめ防止アンケート調査、生活の記録等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等)
- (5) いじめを受けている疑いのある生徒の具体的な姿について、理解する。

5 重大事態とは

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、重大事態が発生した場合、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、生徒に聞き取りをし、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) いじめを認知したら、他の業務に優先して、組織的な対応につなげる。
- (9) 軽微と思われるものでも、事案について迅速に聞き取り、記録を残すことで、指導の方針、その後の対応を丁寧に行い、継続的な指導・支援を行う。
- (10) 謝罪や責任を問うことに終始することなく、生徒の人格形成に主眼を置いた指導をする。
- (11) 重大事案につながる可能性のある事案は、教育委員会へ報告し、教育委員会と連携した取り組みをする。
- (12) 被害生徒を守り通し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒の指導をする。

7 年間指導計画（別紙）

8 評価について

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の評価項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (3) いじめへ対処するための取り組みに関すること。
- (4) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- (5) いじめ防止の取り組みについて、関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

II 南相馬市立鹿島中学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。委員は次のとおりとし、年2回程度定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

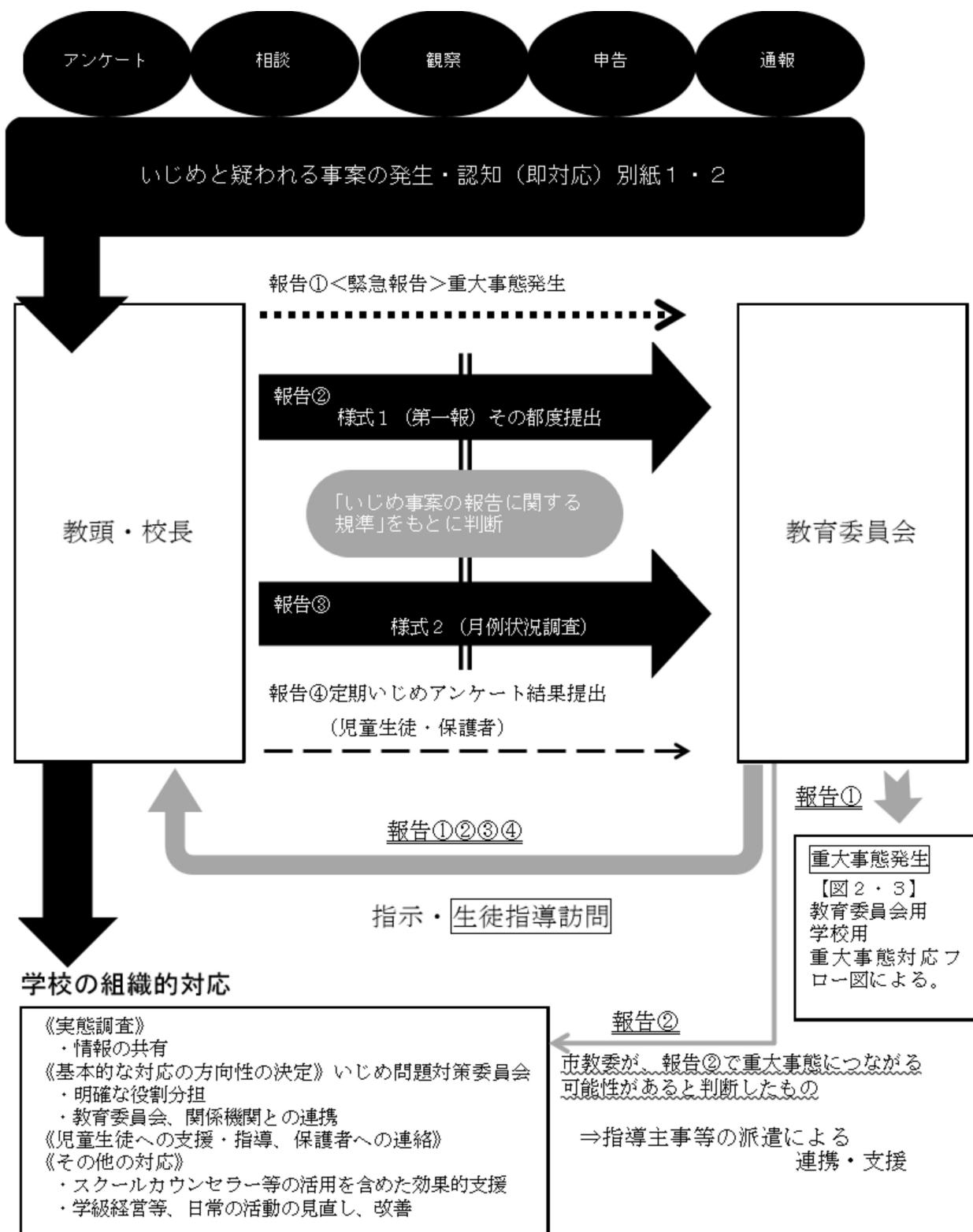
| 職名等 | 氏名 |
|------------|----|
| 学校評議員 | |
| 民生委員 | |
| スクールカウンセラー | |
| 校長 | |
| 教頭 | |
| 生徒指導主任 | |
| 養護教諭 | |

7 平成31年度 いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画

南相馬市立鹿島中学校

| 月 | 行事等 | 未然防止 | 早期発見 | 教育相談体制 | 生徒の取組 | 校内研修等 | PTAとの連携 | 関係機関との連携 | 取組の評価等 PDCAサイクル | 担当 |
|----|-------------------------------------|--|---|---|--|--|--|--|----------------------------------|--|
| 4 | 授業参観・PTA総会 学年懇談会 避難訓練 交通教室 | 分かる授業 生徒指導委員会 集会活動 生命の尊重（道徳） 学級づくり（学活） 授業や部活動での関わり | 生徒理解の情報交換 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | あいさつ運動 避難訓練 生徒会対面式 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 | 生徒指導全体協議会 職員会議 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | PTA総会 学校だより等 授業参観 学年懇談会 | スクールカウンセラー 適応指導教室 小学校との引き継ぎ | 今年度の学校評議会開催 | 校長・教頭 学年主任・学級担任 生徒指導担当 生徒会担当 副担任・部活動顧問 |
| 5 | 相双中体連陸上大会 前期生徒会総会 スマホ教室 | 分かる授業 生徒指導委員会 生徒会いじめ根絶宣言 自分について（学活）・思いやり（道徳） 授業や部活動での関わり | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | 前期生徒会総会 生徒会いじめやめよう5つのプロジェクト 相双陸上大会壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 | 学警連協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 南相馬市少年指導員連絡協議会 | | 校長・教頭 生徒指導担当 養護教諭 生徒会担当 学級担任 |
| 6 | 相双中体連総合大会 食育講座 防犯教室 | 分かる授業 生徒指導委員会・集会活動 公平・公正（道徳） 授業や部活動での関わり リラクゼーション授業 | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 中体連前の相談 | 相双総合大会壮行会 全校集会・生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 代表委員会 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 | スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | | 校長・教頭 生徒指導担当・養護教諭 生徒会担当・学級担任 副担任・部活動顧問 |
| 7 | 授業参観 学年懇談会 命の教育 | 分かる授業 生徒指導委員会 友情（道徳）・学級生活を見つめる（学活） 授業や部活動での関わり | いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 夏休み前の相談 | 生徒会いじめやめよう取組アンケート 吹奏楽コンクール壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 授業参観 学年懇談会 | 南相馬市小中Bブロック協議会 いじめ問題対策連絡協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | 評議と改善 (学校評議委員会) 校内いじめ防止委員会 | 校長・教頭 学年主任 生徒指導担当 学級担任 |
| 8 | 美化活動 進路面談（3年） | 分かる授業 生徒指導委員会 授業や部活動での関わり | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 定期教育相談 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | 英語弁論大会壮行会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 | 職員会議・現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 進路面談（3年） | スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | | 校長・教頭 生徒指導・教育相談担当 学級担任 |
| 9 | 相双中体連駅伝大会 体験活動 防犯教室 | 分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・将来について（学活） 授業や部活動での関わり | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 定期教育相談 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | 社会体験活動 新人大会壮行会 生徒会奉仕委員会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 | スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | | 校長・教頭 生徒指導・安全指導担当 教育相談担当 生徒会担当 学級担任 副担任・部活動顧問 |
| 10 | 後期生徒会総会 輝響祭 | 分かる授業 生徒指導委員会 思いやり（道徳） 授業や部活動での関わり | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | 後期生徒会総会 あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 生徒会いじめやめよう取組アンケート | ネットいじめ講演会 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 輝響祭 学校だより等 | スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | 校内いじめ防止委員会 | 校長・教頭 生徒会担当 生徒指導担当 学級担任 |
| 11 | 授業公開 避難訓練 | 分かる授業 生徒指導委員会 集会活動 授業や部活動での関わり | いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | あいさつ運動 避難訓練 全校集会 「3つの習慣」の励行 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 学校公開 三者面談 | 南相馬市小中Bブロック協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 | いじめ防止対策協議会 | 校長・教頭 生徒指導・安全指導担当 養護教諭 学級担任 |
| 12 | 三者面談 生徒会役員選挙 | 分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・将来について（学活） 授業や部活動での関わり | いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 三者面談 日常的なチャンス相談 SCとの面談 冬休み前の相談 | あいさつ運動 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 三者面談 | スクールカウンセラー 適応指導教室 少年センター街頭補導 いじめ問題対策連絡協議会 | 評議と改善 今年度の学校評議会開催 | 校長・教頭 学年主任 生徒指導・教育相談担当 学級担任 |
| 1 | | 分かる授業 生徒指導委員会 生命の尊重（道徳）・生き方について（学活） 授業や部活動での関わり | 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 いじめ防止アンケート | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 代表委員会 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 | スクールカウンセラー 適応指導教室 | 学校関係者評議会の実施（学校評議委員会） | 校長・教頭 生徒指導担当 進路指導担当・学級担任 養護教諭 |
| 2 | 授業参観 学年懇談会（3年） | 分かる授業 生徒指導委員会 進路について（学活）・思いやり（道徳） 集会活動 授業や部活動での関わり | いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | あいさつ運動 全校集会 生徒会奉仕委員会 「3つの習慣」の励行 「3つの習慣」の学級表彰 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 授業参観 学警連協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 | いじめ問題対策連絡協議会 学警連協議会 スクールカウンセラー 適応指導教室 | いじめ防止対策協議会 | 校長・教頭 生徒指導担当 学年主任・学級担任 養護教諭 進路指導担当 |
| 3 | 県立高校入試 学年懇談会（1・2年） | 分かる授業 生徒指導委員会 授業や部活動での関わり | いじめ防止アンケート 生活の記録 学校生活での関わり 登校指導 | 日常的なチャンス相談 SCとの面談 | あいさつ運動 「3つの習慣」の励行 | 職員会議 現職教育協議会 職員打ち合わせ 生徒指導委員会（毎週） | 学校だより等 | スクールカウンセラー 適応指導教室 | 評議と改善 | 校長・教頭 生徒指導担当 進路指導担当・学級担任 養護教諭 |

III 教育委員会との連携（いじめ報告・対応フロー図）



IV 関係機関

○福島地方法務局相馬支局 (☎ 36-3413)

- ・不当な差別情報等に関する人権相談
- ・インターネット・携帯電話によるいじめの解決（削除の申し出、発信者情報の開示請求）

○南相馬警察生活安全課 (☎ 22-2191)

- ・少年補導
- ・声かけ事案
- ・街頭補導
- ・防犯教室

○南相馬地区学校警察連絡協議会（事務局 原町二小 ☎ 22-4114）

- ・少年補導
- ・街頭補導等

○福島県浜児童相談所南相馬相談室 (☎ 26-1135)

- ・児童虐待相談
- ・発達障がい相談
- ・非行相談
- ・しつけ相談

○福島県教育庁相双教育事務所 (☎ 26-1317)

- ・県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣

○福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」（原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274）

- ・引きこもり
- ・不登校
- ・精神疾患の疑い

○主任児童委員（児童委員）（南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415）

- ・家庭環境等の把握（母子家庭、児童虐待、不登校、非行等）

○南相馬市適応指導教室（やすらぎ広場 ☎ 24-1500、さくら教室 ☎ 46-1420）

- ・学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
- ・不登校（傾向）児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
- ・臨床心理士による「心のケア相談会」（年10回）

○家庭児童相談室（南相馬市役所男女共同こども課）(☎ 23-7464)

- ・子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
- ・発達障がいに関する相談

○学校教育支援センター (☎ 24-1500)

- ・生徒指導研修会

○子育て支援センター (☎ 24-4558)

- ・就学前の幼児を対象に、子育てに関する相談

○ホットラインセンター（財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695）

- ・違法、有害情報の通報窓口
- ・プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼、関係機関への情報提供

○違法・有害情報相談センター（社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500）

- ・学校関係者などを対象に、インターネット環境における違法・有害情報、安心・安全にかかわる無料相談、違法・有害情報の削除依頼

V いじめ問題への対応フローチャート

アンケートや相談、申告、通報、観察（発見）による
いじめと疑われる事案の認知

□ 実態把握

- ① 当該生徒、周囲の生徒への聞き取り
【学級担任・学年主任・学年担当教師・生徒指導主事】
- ② アンケート調査等の実施【学級担任・生徒指導主事】
↓
- ③ 関係教職員による情報交換
(校長、教頭、学級担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等)

□ いじめ対策委員会の招集・開催

- ① 事実報告、情報収集
- ② 当該生徒等への指導方針の決定

□ 加害・被害生徒への対応

- ① 教育的配慮の上、プライバシーの保護に十分留意
- ② 事実把握、指導方法の確認、役割分担

- | |
|--|
| ○ 被害生徒 : 【学級担任・学年主任・生徒指導主事】 <ul style="list-style-type: none">・受容的態度・理解・変容と背景の把握・家庭との連携・心の居場所の確保、緊急避難的対応→関係機関への連絡 |
| ○ 加害生徒 : 【学級担任・学年主任・生徒指導主事】 <ul style="list-style-type: none">・受容的態度・理解・問題点の明確化・根気強い指導・家庭との連携・関係機関との連携 |
| ○ 保護者 : 【学級担任・学年主任・生徒指導主事】 <ul style="list-style-type: none">・電話連絡→家庭訪問、隨時経過説明、協力の依頼 |
| ○ 周囲の児童生徒・生徒全体 : 【校長・教頭・学年主任・学級担任・生徒指導主事】 <ul style="list-style-type: none">・いじめの不当性の指摘・正義・勇気ある行為・学年・学級での指導・全校集会等 |

□ 教育委員会との連携（報告・連絡・相談）【校長・教頭】
・事実内容の共有、事故報告、事故対応の協議

□ 措置・対応の検証・修正

□ 再発防止への取り組み【生徒指導主事】